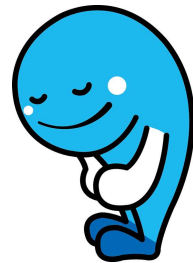


令和6年度 集団指導

運営指導における主な指摘事項
～居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護～

高知県福祉指導課 介護指導担当



※ 福祉指導課介護指導担当が令和6年度に実施した運営指導における主な指摘事例及び注意点をまとめました。

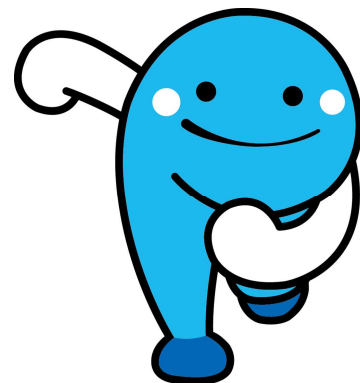
※ 本資料は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護についての資料です。「居宅介護」を例に各サービスに共通する事項を記載しています。

遵守すべき法令等の一部のみを記載していますので、各サービスの事業の運営に当たっては、各々のサービスに該当する法令等を必ずご確認ください。

※ 本資料内では、一部の法令等の名称について、略称で示しています。詳細は、P69「主な関係法令等一覧」をご確認ください。

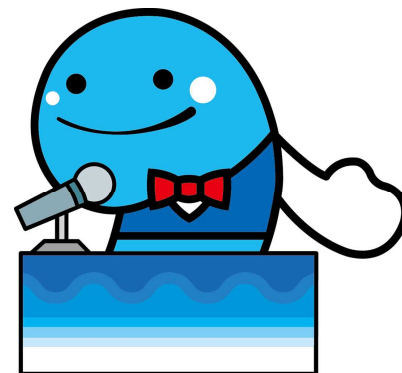
内容

- 1 契約支給量の記載
- 2 介護給付費の額に係る通知
- 3 居宅介護計画の作成
- 4 身体拘束等の禁止
- 5 虐待の防止
- 6 業務継続計画の策定等
- 7 衛生管理等



内容

- 1 契約支給量の記載
- 2 介護給付費の額に係る通知
- 3 居宅介護計画の作成
- 4 身体拘束等の禁止
- 5 虐待の防止
- 6 業務継続計画の策定等
- 7 衛生管理等



1 契約支給量の記載

〈指摘事項〉

・利用者の受給者証に指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量その他の必要な事項を記載していない。

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

（省令第171号第10条第1項）

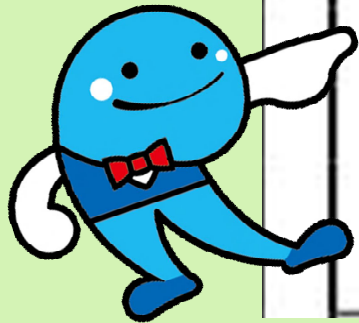
指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の受給者証に^①当該事業者及びその事業所の名称、^②当該指定居宅介護の内容、^③当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定居宅介護の提供量（契約支給量）、^④契約日等の必要な事項を記載すること。

なお、当該契約に係る指定居宅介護の^⑤提供が終了した場合にはその年月日を、^⑥月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定居宅介護の量を記載することとしたものである。

（障発第1206001号第3の3（2）①）

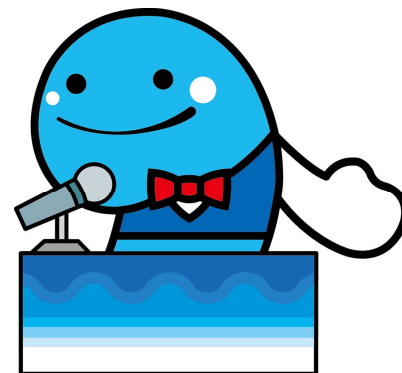
(七)

番号	訪問系サービス事業者記入欄			
1	事業者及びその事業所の名称	①		
	サービス内容	②		
	契約支給量	③	月	時間 分
	契約日	④	令和	年 月 日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	⑤	令和	年 月 日
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	⑥		



内容

- 1 契約支給量の記載
- 2 介護給付費の額に係る通知
- 3 居宅介護計画の作成
- 4 身体拘束等の禁止
- 5 虐待の防止
- 6 業務継続計画の策定等
- 7 衛生管理等



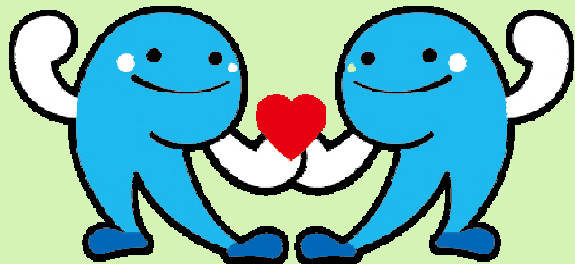
2 介護給付費の額に係る通知

〈指摘事項〉

- ・利用者に介護給付費の額を通知していない。

指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

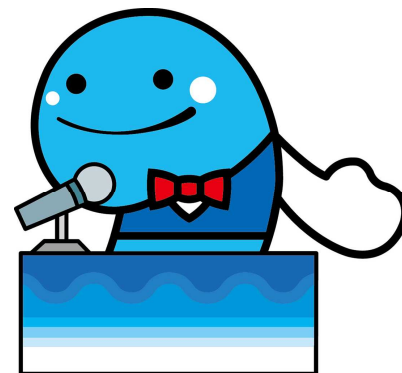
(省令第171号第23条第1項)



負担上限月額が0円の
支給決定障害者等にも
通知が必要です。

内容

- 1 契約支給量の記載
- 2 介護給付費の額に係る通知
- 3 居宅介護計画の作成**
- 4 身体拘束等の禁止
- 5 虐待の防止
- 6 業務継続計画の策定等
- 7 衛生管理等



3 居宅介護計画の作成

<指摘事例>

- ・居宅介護計画を作成していない。
- ・居宅介護計画に、派遣される従業者の種別について記載していない。

- ①サービス提供責任者による居宅介護計画の作成
- ②利用者及びその同居の家族への説明と
利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等への
交付
- ③居宅介護計画の変更

①サービス提供責任者による居宅介護計画の作成

サービス提供責任者（第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。）は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した**居宅介護計画を作成しなければならない。**

（省令第171号第26条第1項）



①サービス提供責任者による居宅介護計画の作成

居宅介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、居宅介護の提供によって解決すべき課題を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、**援助の方向性や目標**を明確にし、**担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにする**ものとする。（中略）なお、居宅介護計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。

（障発第1206001号第3の3（16）②）

①サービス提供責任者による居宅介護計画の作成

なお、居宅介護については、派遣される従業者の種別により所定単位数が異なる場合があることから、居宅介護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、**派遣される従業者の種別についても記載すること。**

(障発1031001 第二の2 (1) ①)



①サービス提供責任者による居宅介護計画の作成

(例) 身体介護

ア 介護福祉士、実務者研修修了者、初任者研修課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。）

⇒ 所定単位数を算定

イ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。）及び実務経験を有する者

⇒ 所定単位数の100分の70に相当する単位数

ウ 重度訪問介護従業者養成研修課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。）であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者

⇒ 所定時間3時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数、3時間以上の場合は638単位に30分を増すごとに86単位を加算した単位数

②利用者及びその同居の家族への説明と 利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事 業者等への交付

サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害時相談支援を行う者に交付しなければならない。

(省令第171号第26条第2項)

令和6年4月1日から指定特定相談支援事業者等への交付も必要となりました。

③居宅介護計画の変更

サービス提供責任者は、第1項の居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

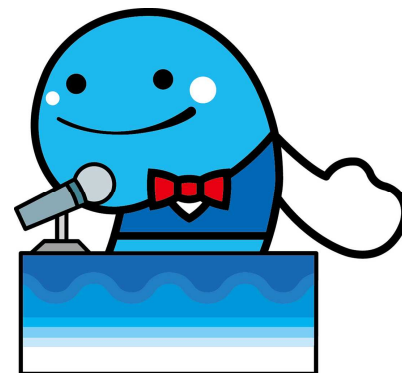
第1項及び第2項の規定は、前項に規定する居宅介護計画の変更について準用する。

(省令第171号第26条第3項及び第4項)



内容

- 1 契約支給量の確認等
- 2 介護給付費の額に係る通知
- 3 居宅介護計画の作成
- 4 身体拘束等の禁止
- 5 虐待の防止
- 6 業務継続計画の策定等
- 7 衛生管理等



4 身体拘束等の禁止

<指摘事例>

- ・身体拘束適正化検討委員会を開催していない。
- ・身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。
- ・身体拘束等の適正化のための研修を実施していない。

- ①身体拘束等の原則禁止
- ②やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続きと記録
- ③身体拘束適正化検討委員会の開催とその結果の周知
- ④身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ⑤身体拘束等の適正化のための研修の実施
- ⑥身体拘束廃止未実施減算

①身体拘束等の原則禁止

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、**利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。**

（省令第171号第35条の2第1項）

②やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続きと記録

指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、**その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録**しなければならない。

(省令第171号第35条の2第2項)

なお、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければならない。

(障発第1206001号第3の3(26)①)

②やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続きと記録

切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要があります。

一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

②やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続きと記録

① 組織による決定と個別支援計画の記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する担当者等、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切となります。また、必要に応じて相談支援専門員の同席も検討します。

身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行うものとなります。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要となります。

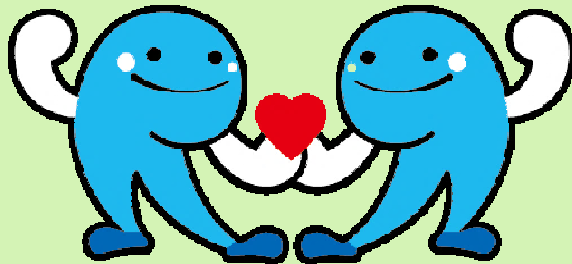
② 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要となります。

②やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続きと記録

③ 行政への相談、報告

行動制限・身体拘束する場合、市町村の障害者虐待防止センター等、行政に相談・報告して、行動制限・身体拘束も含めた支援についての理解を得ることも重要です。行動障害のある利用者支援の中で、事業所で様々な問題を事業所で抱え込んでしまうことがあります。事業所で抱え込まないで、関係する機関と連携することで支援について様々な視点からのアドバイスや情報を得ることができます。行政に相談・報告することで、支援困難な事例に取り組んでいる実態を行政も把握できることとなります。また行動改善の取り組みの進捗についても定期的に報告することで、組織的な行動改善に向けた計画的に取り組みの推進を図ることに繋がります。



②やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続きと記録

④ 必要な事項の記録

また、身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

（『障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き』）

記録に必要な書式・様式等は、ゼロベースで作成することのみならず、本事例集に紹介されている様式や公表資料等からひな形を入手し、それをたたき台にして検討を進める。

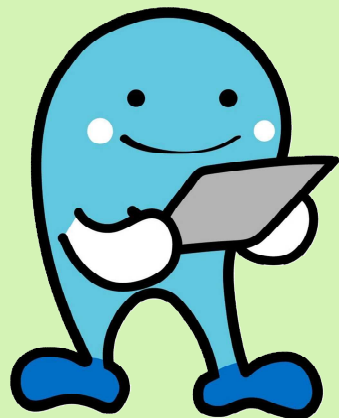
（『障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集』）



③身体拘束適正化検討委員会の開催とその結果の周知

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会
(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) **を定期的**に開催するとともに、**その結果について、従業者に周知徹底を図ること。**

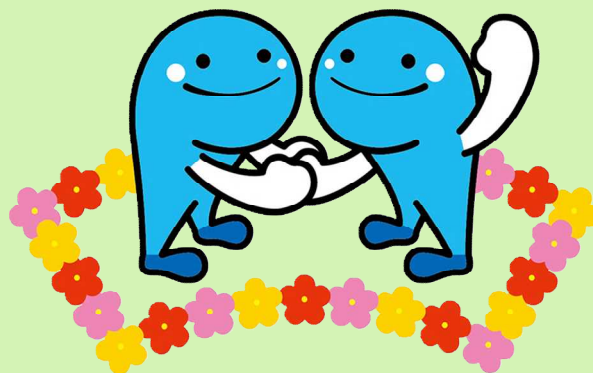
(省令第171号第35条の2第3項第1号)



③身体拘束適正化検討委員会の開催とその結果の周知

同条第3項第1号の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）は、事業所に従事する**幅広い職種により構成**する。**構成員の責務及び役割分担を明確にする**とともに、**専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておく**ことが必要である。

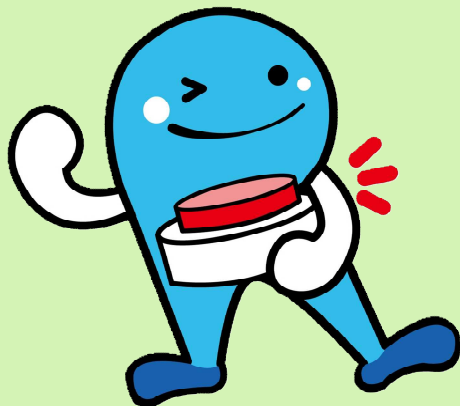
（障発第1206001号第3の3（26）②）



③身体拘束適正化検討委員会の開催とその結果の周知

なお、身体拘束適正化検討委員会は、**少なくとも1年に1回は開催**することが必要であるが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、**虐待防止委員会と一体的に設置・運営**すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。

（障発第1206001号第3の3（26）②）



③身体拘束適正化検討委員会の開催とその結果の周知

身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定している。

- ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。
- イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。
- ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。なお、イにより報告された事例がない場合にも、身体拘束等の未然防止の観点から、利用者に対する支援の状況等を確認することが必要である。
- エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等进行分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と廃止へ向けた方策を検討すること。
- オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- カ 廃止へ向けた方策を講じた後に、その効果について検証すること。

(障発第1206001号第3の3 (26) ②)

④身体拘束等の適正化のための指針の整備

身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(省令第171号第35条の2第3項第2号)

身体拘束等の適正化のための指針には、次のような項目を盛り込むこととする。

- ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
- カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

カは不足する事項として指摘が多いです。

(障発第1206001号第3の3 (26) ③) 30

⑤身体拘束等の適正化のための研修の実施

従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(省令第171号第35条の2第3項第3号)

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定居宅介護事業所が**指針に基づいた**研修プログラムを作成し、**定期的**な研修を実施（**年1回以上**）するとともに、**新規採用時には必ず**身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。

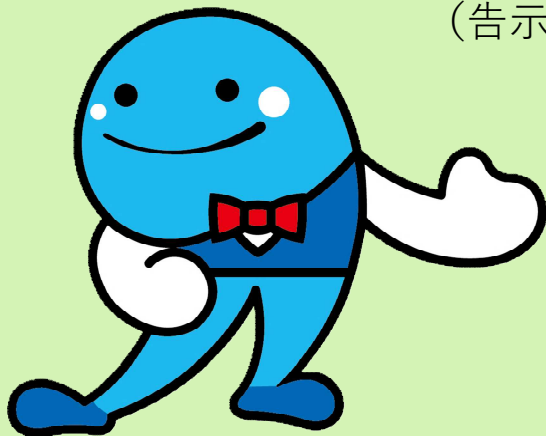
また、**研修の実施内容について記録**することが必要である。

(障発第1206001号第3の3（26）④)

⑥身体拘束廃止未実施減算

指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項（指定障害福祉サービス基準第43条の4において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、**所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。**

（告示第523号別表第1の1注18）



⑥身体拘束廃止未実施減算

当該減算については、次の(一)から(四)に掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、**速やかに改善計画を都道府県知事等に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事等に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。**

(障発第1031001号第2の1 (14) ③)

⑥身体拘束廃止未実施減算

- (一) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる**身体拘束等に係る記録が行われていない**場合。なお、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合である点、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければならない点に留意すること。
- (二) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる**身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的****に開催していない**場合。具体的には、**1年に1回以上開催**していない場合。
(中略)
- (三) **身体拘束等の適正化のための指針を整備していない**場合。
- (四) **身体拘束等の適正化のための研修を定期的****に実施していない**場合。具体的には、研修を**年1回以上実施**していない場合。

(障発第1031001号第2の1 (14) ③)

⑥身体拘束廃止未実施減算

(例) 12月15日に運営指導を実施。身体拘束廃止のための指針を整備していないことが認められた。

事実が生じた
＝運営基準を満たしてい
ない状況が確認された

1月から最低3か月間減算

12月

1月

2月

3月

4月

速やかに改善計画を障害福祉課
に提出

3月後である3月に改善状況を
障害福祉課に報告
→改善が認められると減算終了

4 身体拘束等の禁止

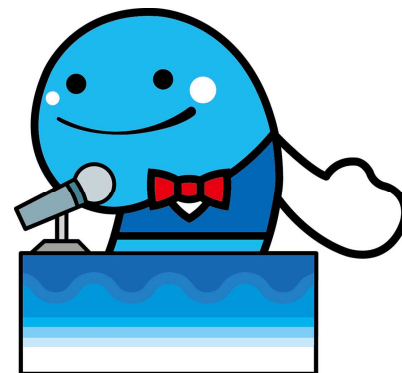
身体拘束等の適正化の体制整備等について

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」
（令和6年7月）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉
課地域生活・発達障害者支援室こども家庭庁支援局障害児支援課
<https://www.mhlw.go.jp/content/001282170.pdf>

「障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取
組事例集」（令和4年3月）PwCコンサルティング合同会社
<https://www.mhlw.go.jp/content/000984210.pdf>

内容

- 1 契約支給量の確認等
- 2 介護給付費の額に係る通知
- 3 居宅介護計画の作成
- 4 身体拘束等の禁止
- 5 虐待の防止
- 6 業務継続計画の策定等
- 7 衛生管理等

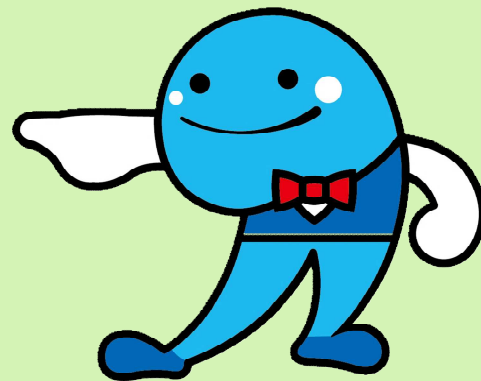


5 虐待の防止

<指摘事例>

- ・虐待防止委員会を開催していない。
- ・虐待の防止のための研修を実施していない。
- ・担当者を設置していない。

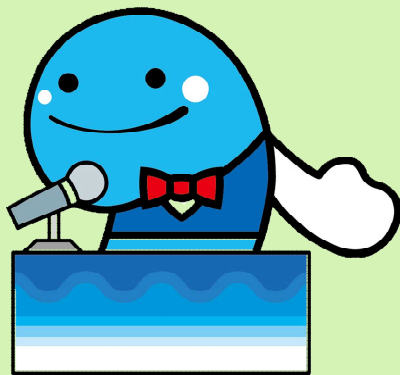
- ①虐待防止委員会の開催とその結果の周知
- ②虐待の防止のための研修の実施
- ③担当者の配置
- ④虐待防止のための指針の作成
- ⑤虐待防止措置未実施減算



①虐待防止委員会の開催とその結果の周知

当該指定居宅介護事業所における**虐待の防止のための対策を検討する委員会**（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を**定期的**に開催するとともに、**その結果について、従業者に周知徹底を図ること。**

（省令第171号第40条の2第1号）



①虐待防止委員会の開催とその結果の周知

同条第1号の虐待防止委員会の役割は、

- ・ **虐待防止のための計画づくり**（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）
- ・ **虐待防止のチェックとモニタリング**（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）
- ・ **虐待発生後の検証と再発防止策の検討**（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）

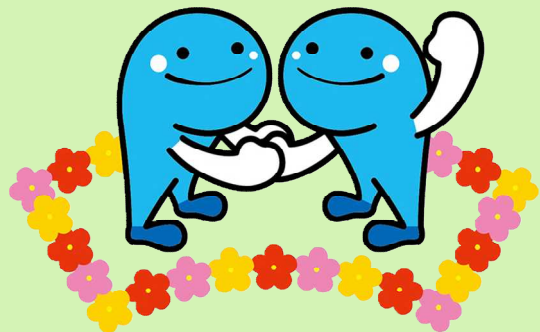
の3つがある。

（障発第1206001号第3の3（31）①）

①虐待防止委員会の開催とその結果の周知

虐待防止委員会の設置に向けては、**構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておく**ことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えるよう努めるものとする。
（中略）

虐待防止委員会の開催に必要な人数については**事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わない**が、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。
（障発第1206001号第3の3（31）①）



①虐待防止委員会の開催とその結果の周知

具体的には、次のような対応を想定している。

- ア 虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。
- イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。
- ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。
- エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等进行分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。
- オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。
- カ 報告された事例及び分析結果に従業者に周知徹底すること。
- キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。

（障発第1206001号第3の3（31）①）

②虐待の防止のための研修の実施

当該指定居宅介護事業所において、**従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。**

(省令第171号第40条の2第2号)

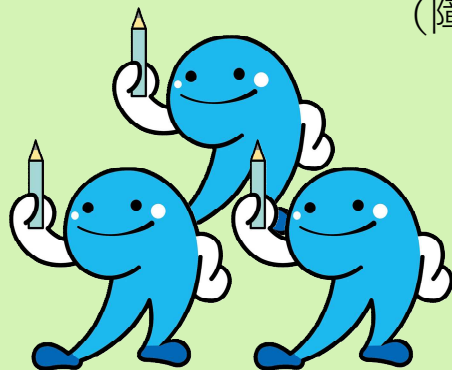
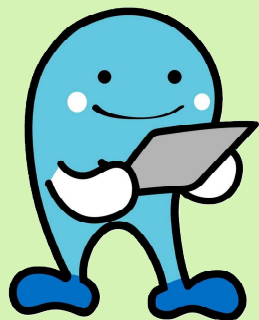


②虐待の防止のための研修の実施

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定居宅介護事業所の**虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には、必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。**

また、**研修の実施内容について記録すること**が必要である。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。

（障発第1206001号第3の3（31）③）



③担当者の配置

前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための**担当者を置く**こと。

(省令第171号第40条の 2 第 3 号)

同条第 3 号の虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置すること。

(障発第1206001号第 3 の 3 (31) ④)

④虐待防止のための指針の作成

指定居宅介護事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。

- ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
- イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
- ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
- オ 虐待発生時の対応に関する基本方針
- カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

(障発第1206001号第3の3 (31) ②)

カは不足する事項として指摘が多いです。

⑤虐待防止措置未実施減算

指定障害福祉サービス基準第40条の2（指定障害福祉サービス基準第43条の4及び第48条第1項において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、**所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算**する。

（告示第523号別表第1の1注19）



⑤虐待防止措置未実施減算

当該減算については、次の(一)から(三)までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって**速やかに改善計画を都道府県知事等に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事等に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。**

(障発第1031001号第2の1 (15))

⑤虐待防止措置未実施減算

- (一) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる**虐待防止委員会を定期的**に開催していない場合。具体的には**1年に1回以上**開催していない場合とする。（中略）
- (二) **虐待の防止のための研修を定期的**に実施していない場合。具体的には、研修を**1年に1回以上**実施していない場合とする。
- (三) 虐待防止措置（虐待防止委員会の開催及び虐待の防止のための研修の実施）を適切に実施するための**担当者を配置**していない場合

（障発第1031001号第2の1（15））

5 虐待の防止

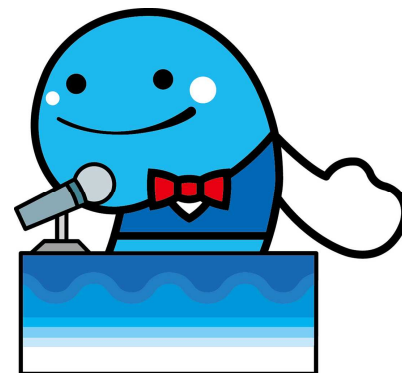
虐待防止の対応等について

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従業者向けマニュアル）」（令和6年7月）厚生労働省
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援
室こども家庭庁支援局障害児支援課

<https://www.mhlw.go.jp/content/001282170.pdf>

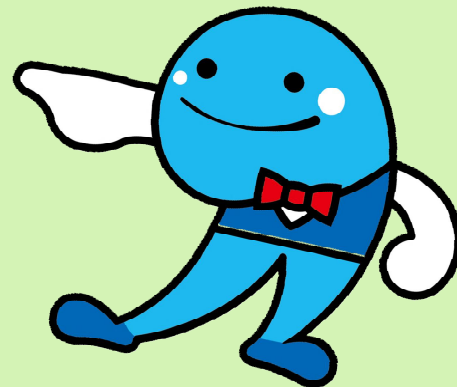
内容

- 1 契約支給量の確認等
- 2 介護給付費の額に係る通知
- 3 居宅介護計画の作成
- 4 身体拘束等の禁止
- 5 虐待の防止
- 6 業務継続計画の策定等
- 7 衛生管理等



6 業務継続計画の策定等

- ①業務継続計画の策定と必要な措置
- ②業務継続計画の周知と研修及び訓練の実施
- ③業務継続計画の見直しと変更
- ④業務継続計画未策定減算



①業務継続計画の策定と必要な措置

指定居宅介護事業者は、**感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。**

（省令第171号第33条の2第1項）

①業務継続計画の策定と必要な措置

ア 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

イ 災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- c 他施設及び地域との連携

（障発第1206001号第3の3（23）②）

①業務継続計画の策定と必要な措置

【参考資料】

「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」（令和2年12月）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

<https://www.mhlw.go.jp/content/000752361.pdf>

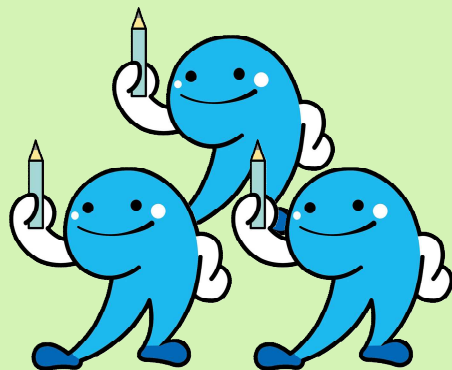
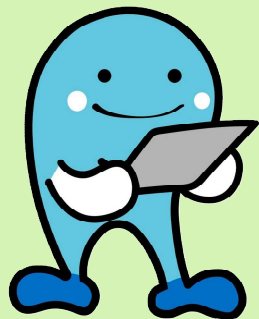
「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」（令和3年3月）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000756659.pdf>

②業務継続計画の周知と研修及び訓練の実施

指定居宅介護事業者は、**従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的**
に実施しなければならない。

(省令第171号第33条の2第2項)



②業務継続計画の周知と研修及び訓練の実施

従業者教育を組織的に浸透させていくために、**定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。**

訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定居宅介護事業所内の**役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。**

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、**机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。**

③業務継続計画の見直しと変更

指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(省令第171号第33条の2第3項)



④業務継続計画未策定減算 令和7年4月1日から適用

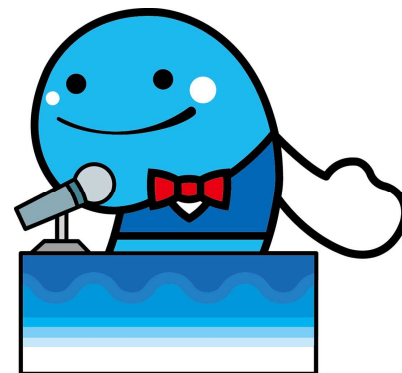
指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項（指定障害福祉サービス基準第43条の4及び第48条第1項において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、**所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算**する。

（告示第523号別表第1の1注17）



内容

- 1 契約支給量の確認等
- 2 介護給付費の額に係る通知
- 3 居宅介護計画の作成
- 4 身体拘束等の禁止
- 5 虐待の防止
- 6 業務継続計画の策定等
- 7 衛生管理等



7 衛生管理等

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

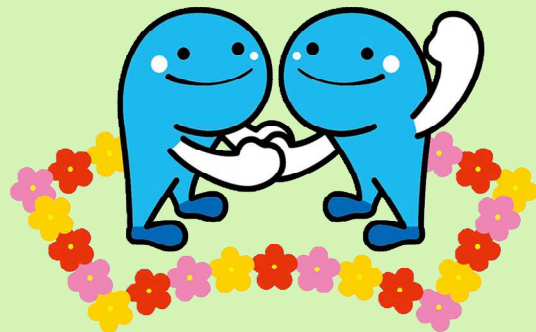
- ①感染対策委員会の開催とその結果の周知
- ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- ③感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施



①感染対策委員会の開催とその結果の周知

当該指定居宅介護事業所における**感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会**（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を**定期的**に開催するとともに、**その結果について、従業者に周知徹底を図ること。**

（省令第171号第34条第3項第1号）



①感染対策委員会の開催とその結果の周知

構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、**専任の感染対策を担当する者を決めておく**ことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など指定居宅介護事業所の状況に応じ、**おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する**必要がある。

(障発第1206001号第3の3 (24) ②ア)

②感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

当該指定居宅介護事業所における**感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。**

(省令第171号第34条第3項第2号)

平常時の対策

- ・ 指定居宅介護事業所内の衛生管理（環境の整備等）
- ・ 支援にかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等

発生時の対応

- ・ 発生状況の把握
- ・ 感染拡大の防止
- ・ 医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携
- ・ 行政等への報告等

また、発生時における指定居宅介護事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。

(障発第1206001号第3の3 (24) ②イ)

③感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

当該指定居宅介護事業所において、**従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。**

(省令第171号第34条第3項第3号)

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該指定居宅介護事業所が**定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。**

(障発第1206001号第3の3(24)②ウ)

③感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、**訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行う**ことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、指定居宅介護事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、**机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施**することが適切である。

（障発第1206001号第3の3（24）②ウ）

5 衛生管理等

【参考資料】

「訪問系障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」（令和2年12月）厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/1225_houmon-2_s.pdf

「障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引き」（令和4年3月）MS&ADインターリスク総研株式会社

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000712997.pdf>

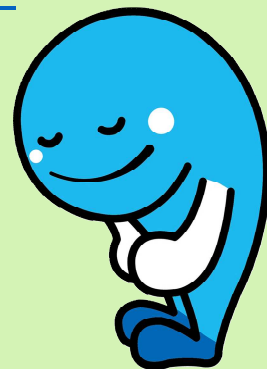
おわりに

運営指導におけるその他の指摘事例については、福祉指導課ホームページや高知県庁の県民室において公開しています。

「障害福祉サービス事業者等運営(実地)指導・監査結果(令和元年度～令和6年度)」

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2018012600567/>

ご静聴、ご精読、ありがとうございました。



主な関係法令等一覧

- ・省令第171号：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）
- ・障発第1206001号：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日付け障発第1206001号）
- ・告示第523号：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示523号）
- ・障発第1031001号：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日付け障発第1031001号）
- ・『障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き』：『障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従業者向けマニュアル）』（令和6年7月）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室こども家庭庁支援局障害児支援課